

厚生労働省令第九十四号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一項第三十三号の規定に基づき、介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舛添 要一

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部を改正する省令

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十四号」を「第三十三号」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。